

「東京都福祉のまちづくり条例」（検討課題の整理）

東京都福祉のまちづくり条例

平成 7 年 3 月 16 日
平成 7 年条例第 33 号
改正平成 12 年 10 月 13 日
平成 12 年条例第 182 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）

第 2 章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第 6 条―第 11 条）

第 3 章 一般都市施設の整備（第 12 条―第 14 条）

第 4 章 特定施設の整備（第 15 条―第 21 条）

第 5 章 車両等の整備等（第 22 条―第 24 条）

第 6 章 東京都福祉のまちづくり推進協議会（第 25 条）

第 7 章 雑則（第 26 条―第 28 条）

附則

条文	課題・検討状況
東京は、自由で豊かな都市として発展を続けている。 今日に至るまで、東京を成長させてきた力は、生活の向上を求める人々の熱意とたゆまぬ努力にある。しかし、一方では、都市の形成に、誰もが住みやすく自立できるようにするための視点が十分ではなかったことも認めなければならない。 福祉のまちづくりの目標は、そこで生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまち東京の実現である。 われわれ都民の願いは、高齢者も若者も、障害をもつ人ももたない人も、また、大人も子どもも、多様な個性を有する一人ひとりが自らの人生を選びとり、それぞれの生活を尊重しながら、心優しく、相互に支え合っていける社会の構築である。 そして、住み慣れた地域に住み続け、働き、学び、遊ぶことのできる一人ひとりの生活を、地域で支援する仕組みが整い、社会のあらゆる分野に福祉的配慮が行きわたったまちを築くことである。 福祉のまちづくりとは、そのような東京を現実のものとするための物心両面にわたる不断の活動であり、自由で安全、快適な生活環境の整備を協働という力によって、推し進めていく営みである。 これからの社会が、かつて経験したことのない高齢社会であることを考えれば、その目標に向かい、今、力強い一歩を踏み出すことは、都民すべての責務であるといえよう。 われわれ都民は、やさしいまち東京の実現を目指すことをここに宣言し、高齢者、障害者等にとってやさしいまちがすべての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために、この条例を制定する。	福祉のまちづくりの目標 ○東京に住む人にとって暮らしやすいだけでなく、他県、海外からの観光客や来訪者にとっても快適に行動できるまちであることが求められてきている。 ○福祉的配慮によるまちづくりではなく、まちの中で自由に行動し、社会参加できる生活環境をすべての人が当然に享受できるまちづくりが求められている。 ○「やさしいまち」の実現として行うまちづくりではなく、自由に行動し、社会参加できることは、基本的人権として取り組まれるべきという視点から、取組内容を検討する必要がある。 ○生活環境の整備の取組は、高齢者、障害者にとって望ましいものとして行われるのではなく、それを含みながらもすべての人にとって望ましいものとして行われる必要があり、ユニバーサルデザインの考え方に立った取組が求められている。 福祉のまちづくりとは ○都民、事業者、行政が協働することで、こうした生活環境を実現するための取組を、これまで以上に促進することが求められている。 ○生活環境の整備の取組が、これまでの建築物等の整備だけでなく、まちの中を快適、安全に行動できるような情報分野での取組や、お互いに助け合いながらまちの中での行動円滑なものにしていく取組を具体化することが求められている。

条文	課題・検討状況
第1章 総則 (定義) 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するため、社会連帯の理念に基づき、高齢者、障害者等が円滑に施設、物品及びサービスを利用できるようにするための措置をいう。 二 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。 三 一般都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。 四 整備基準 一般都市施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。	二 高齢者、障害者等 ○高齢者、障害者「等」と、すべての人を対象にしているものの、施設整備基準の内容は、一部の子育て支援の設備を除き、車いす使用者、視覚・聴覚障害者を想定した内容になっているため、すべての人が快適に行動するための領域を網羅したものになっていない。 ○特に、「日常生活又は社会生活に制限を受ける者」を対象とした取組が中心となった条例になっている。 三 一般都市施設 ○取組対象が限定されているが、施設整備基準の適用を求める施設と、すべての人が使いやすい施設等としてまちづくりの取組を行う対象を区分するなど、対象範囲を広げる必要がある。
(都の責務) 第2条 東京都（以下「都」という。）は、事業者及び都民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 都は、福祉のまちづくりに関する施策に、事業者及び都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。 3 都は、事業者及び都民の福祉のまちづくりに関する活動並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の福祉のまちづくりに関する施策の実施に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進する上で果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。	○東京都のまちづくりの取組における役割が後退すると受けとめられることのないよう、区市町村、事業者、都民との連携、支援などの役割を明記する必要がある。 ○一方で、区市町村の責務についての記述がないため、取組主体としての位置づけがあいまいとなっているため、その役割を記載する必要がある。
(事業者の責務) 第3条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。 2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者、障害者等の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。	○店舗利用を可能にする内部の整備、従業員用バックヤードまでの経路の整備について、今後、事業者の責務として求めることとし、その場合、条例に書き込むか、規則・整備基準等で求めるか検討を行う必要がある。 ○障害者の就労を可能にするための就業スペースの整備について、当面、採用の段階で、各人の就労に必要な条件を労使で話し合い、必要な整備を行うよう求めていくこととし、条例、整備基準等のどこにどのような表現で盛り込むか検討が必要である。 ○整備基準による施設整備だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方に立った施設整備、ものづくり、サービスの提供を事業者の責務として求めていく必要がある。
(都民の責務) 第4条 都民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。 2 都民は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 都民は、高齢者、障害者等の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。	○まちづくりへの単なる協力ではなく、施設、商品等への設計、開発段階からの参加、評価の取組など、住民参加による取組が重要であることから、それらの取組を進展させる方策の検討と、住民の主体的な参加の必要性、住民の責務についての記載方法の検討が必要である。 ○まちづくりの取組を、生活者の権利としてとらえる場合、都民の責務の内容はどのようなものになるか検討が必要である。

条文	課題・検討状況
い。	
(福祉のまちづくりの総合的推進) 第 5 条 都は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、事業者、都民、国及び区市町村が相互に有機的な連携を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	○計画では、福祉のまちづくりに関する目標、施策の方向、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項について記載することになっているが、計画策定の過程を通して、実質的な事業連携、協働を行う必要がある。 ○計画策定を定期的に行うことで、まちづくりの取組の実施状況について評価を行い、改善を図る取組を行う必要がある。 ○計画策定の範囲、定期的見直し、計画策定を通しての庁内連携の推進などについて、規則を策定し、記載することを検討する。
第 2 章 福祉のまちづくりに関する基本的施策 (計画の策定) 第 6 条 知事は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 福祉のまちづくりに関する目標 二 福祉のまちづくりに関する施策の方向 三 前二号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項 3 知事は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを明らかにするものとする。	
(教育及び学習の振興等) 第 7 条 都は、高齢者、障害者等の福祉に関する教育及び学習の振興並びに福祉のまちづくりに関する広報活動の充実により、福祉のまちづくりに関して、事業者及び都民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。	○事業者、都民の主体的な取組を促すための普及・啓発及び情報提供の取組方策を検討する必要がある。 ○福祉教育、社員教育の充実を図るために、区市町村、民間団体等の取組を支援することが求められており、都としても、教育分野、事業者団体と連携した取組を進めることが必要である。
(情報の提供) 第 8 条 都は、前条の福祉のまちづくりに関する事業者及び都民の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。	
(調査及び研究) 第 9 条 都は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、高齢者、障害者等の円滑な利用又は移動に関する調査を実施するとともに、高齢社会に対応する住宅、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成 5 年法律第 38 号）第 2 条に規定する福祉用具その他の施設及び物品に関する研究及び技術開発を促進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。	○都として、福祉用具に関する取組は行っておらず、このまま条文を残すのか検討を要する。福祉用具を含む商品全般のユニバーサルデザインの取組が求められてはいるものの、この条例の対象とするのか、検討が必要である。（第 24 条についても同様）
(事業者等に対する支援) 第 10 条 都は、事業者若しくは都民が福祉のまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導し、又は区市町村が福祉のまちづくりに関する施策を推進することとなるよう支援するため、特に必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	
(表彰) 第 11 条 知事は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。	
第 3 章 一般都市施設の整備 (整備基準への適合努力義務) 第 12 条 一般都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該一般都市施設を	○障害者、高齢者をはじめとした情報バリアを有する都民に関する取組が弱い状況について推進方策の検討が必要である。 ○国連で採択された障害者権利条約に見られる考え方を受けた条例とすることが求められる。一方、権利と現

条文	課題・検討状況
整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、一般都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。 一 出入口の構造に関する事項 二 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項 三 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項 四 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項 五 歩道及び公園の園路の構造に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の円滑な利用に必要な基幹的事項	在の施設整備基準が努力義務規定となっていることとの関係について考え方の整理が必要である。 ＊第 22 条～24 条も関連。 ○第 3 章以降の整備の各論が「施設整備」「車両等の整備」のハード整備のみになっていることから、多様なニーズがある人を地域受け止める仕組や安全なまちとするためのリスク管理の取組などの規定を設ける必要がある。
(整備基準適合証の交付) 第 13 条 施設所有者等は、一般都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。 2 知事は、前項の請求があった場合において、当該一般都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。	
(都の施設の先導的整備等) 第 14 条 都は、自ら設置する一般都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。 2 知事は、国、区市町村その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する一般都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。	
第 4 章 特定施設の整備 (届出) 第 15 条 一般都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に知事に届け出なければならない。	
(指導及び助言) 第 16 条 知事は、特定整備主に対し、その特定施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第 12 条第 1 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準を勘案して特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。	○区市町村での指導、助言が実効性あるものとなるよう、窓口における指導、助言の取組について情報交換を行う場を設けるなどの取組を進める必要がある。
(既存特定施設の状況の把握等) 第 17 条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設（以下「既存特定施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定施設所有者等」という。）は、当該既存特定施設を整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。	○小規模、既存施設におけるバリアフリーの取組をどのように進めるか、検討が必要である。

条文	課題・検討状況
2 知事は、前条に定めるもののほか、既存特定施設所有者等に対し、既存特定施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。	
(報告の徴収) 第 18 条 知事は、特定整備主又は特定施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第 16 条及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、当該特定施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。	
(勧告) 第 19 条 知事は、第 15 条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。 2 知事は、特定整備主等の特定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、整備基準を勘案して必要な措置を講ずることを勧告することができる。	
(公表) 第 20 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 2 知事は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。	
(特定施設に関する調査) 第 21 条 知事は、第 16 条、第 17 条第 2 項、第 19 条及び前条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。	
第 5 章 車両等の整備等 (車両等の整備) 第 22 条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようするための整備に努めなければならない。	
(住宅の供給) 第 23 条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。	○個人住宅内部の整備をどのように進めるか、条文及び取組方策の検討が必要である。
(福祉用具等の品質の向上等) 第 24 条 福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障害者等の心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようこれらの物品の使いやすさの向上、情報	

条文	課題・検討状況
の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
第6章 東京都福祉のまちづくり推進協議会 第25条 都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について知事の諮問に応じ調査審議させるため、その附属機関として、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 一 推進計画に関する事項 二 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項 3 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。 4 協議会は、事業者、都民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する委員30人以内をもって組織する。 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。 7 専門の事項を調査するため必要があるときは、協議会に専門員を置くことができる。 8 委員、臨時委員及び専門員は、非常勤とする。 9 協議会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。 10 第4項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。	
第7章 雑則 （適用除外） 第26条 一般都市施設の整備について、その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている場合は、第12条、第13条及び第4章の規定は、適用しない。	
（国等に関する特例） 第27条 国等及び都については、第4章の規定は適用しない。 2 知事は、国等に対し、特定施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。	
（委任） 第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	
附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3章 第4章、第26条及び第27条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。 （社会環境の変化等に基づく所要の措置） 2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他の福祉のまちづくりの推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
附 則（平成12年条例第182号） この条例は、平成13年1月1日から施行する。	

